

(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が十五人未満の旧指定特
定の障害者授産施設 通所による入所者の定員
の数を加えて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下
の旧指定特定の障害者授産施設 通所による入
所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超
える場合

(三) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定
特定の障害者授産施設 通所による入所者の定員
の数に当該通所による入所者の定員の数から五十
を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加え
た数を加えて得た数を超える場合

平成二十年四月一日以降

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が、通
所による入所者の定員の百分の百五を乗じて得た
数を超える場合

(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のい
ずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指
定特定の障害者授産施設 通所による入所者の定
員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定
特定の障害者授産施設 通所による入所者の定員
の数に当該通所による入所者の定員の数から五十
を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加え
た数を加えて得た数を超える場合

六 指定旧法施設支援単位数表第6の1の旧知的障害者通所療養費の注2の厚生労働大臣が定める
入所者の数の基準及び旧知的障害者通所療養費の算定方法

指定旧法施設支援単位数表第2条第3号に規定する指定旧知的障害者通所療養費(以下「旧指定旧知的障害
者通所療養費」という。)において指定旧法施設支援を行った場合旧知的障害者通所療養費については、
指定旧法施設支援を受ける入所者の数が同表の上欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げると
るにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める 旧指定旧法施設支援 単位数表の算定方法
(1) 旧指定旧知的障害者通所療養費の過去三月間の入所者の数の平均値が、入所 定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは (2)のいずれかに該当する場合	指定旧法施設支援 単位数表の算定方法 に百分の七十を乗 じて得た単位数を 用いて指定旧法施設 支援単位数を算定す る例により算定す る
(2) 入所定員が五十人を超えない旧指定旧知的障害者通所療養費 一日の入所 者の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	
(3) 入所定員が五十人を超える旧指定旧知的障害者通所療養費 一日の入所者 の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数に十を加えた数に百 分の五を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合	

〇厚生労働省告示第五百五十六号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の
額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣
が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める者

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用
の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表
(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1の注2の厚生労働大臣が定める者

平成十八年九月三十日において現に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条に
規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の
四に規定する重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)に入所していた者又は指定
医療機関(同法第七條第六項及び身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条
第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に障害者自立支援法(平成十七年法律第二百八
十三号)以下「法」という。附則第二十六條の規定による改正前の児童福祉法第二十七條第二項又は
法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八條第四項の規定に基づき入院して
いた者のうち、平成十八年十月一日以降引き続き当該知的障害児施設等又は指定医療機関に入所又
は入院しているもの及び平成十八年九月三十日において現に入所又は入院していた知的障害児施設
等又は指定医療機関を退所又は退院した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困
難となったと市町村長が認められた者

二 介護給付費等単位数表第5の1の注2及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定めるもの

指定旧法受給者(法附則第二十二條第一項に規定する指定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第
二十二條第三項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者及び平成十八年九月三十
日において現に入所していた指定旧法指定施設(法附則第二十一條第一項に規定する指定旧法指定
施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市
町村長が認められた者

〇厚生労働省告示第五百五十七号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四條の二第二項(同法第六十三條の三の二第
三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定
施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四條の二第二項(同法第六十三條の三の二第
三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定
施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。第二十四條の二第二項の規定
に基づき、指定施設支援(同法第一項(法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する
場合を含む。))に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児施設給
付費単位数表第1の1(注4から注6までを除く。)、2、4及び5、第2の1から6まで、第3の
1(注4から注6までを除く。))から8まで並びに第4の1(注3から注5までを除く。))から8まで
により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、別表障害児施
設給付費単位数表第1の1(注4から注6までに限る。及び3、第3の1(注4から注6までに限
る。))第4の1(注3から注5までに限る。))並びに第5の1により算定する単位数に十円を乗じて
得た額を加えて算定するものとする。

二 前号の規定により、指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満
の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表
障害児施設給付費単位数表
知的障害児施設支援
第1 知的障害児施設給付費(一日につき)

指定旧知的障害児施設の場合	667単位
(1) 入所定員が5人以上10人未満の場合で当該施設が単独施設であるとき	440単位
(2) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,258単位
(3) 当該施設が主たる施設であるとき	667単位

- (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設であるとき 443単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 850単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき
 - (1) 入所定員が21人以上30人以下の場合 667単位
 - (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 606単位
 - (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 544単位
 - (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 527単位
 - (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 509単位
 - (6) 入所定員が71人以上80人以下の場合 491単位
 - (7) 入所定員が81人以上90人以下の場合 473単位
 - (8) 入所定員が91人以上100人以下の場合 454単位
 - (9) 入所定員が101人以上110人以下の場合 452単位
 - (10) 入所定員が111人以上120人以下の場合 451単位
 - (11) 入所定員が121人以上130人以下の場合 449単位
 - (12) 入所定員が131人以上140人以下の場合 447単位
 - (13) 入所定員が141人以上150人以下の場合 445単位
 - (14) 入所定員が151人以上160人以下の場合 441単位
 - (15) 入所定員が161人以上170人以下の場合 438単位
 - (16) 入所定員が171人以上180人以下の場合 435単位
 - (17) 入所定員が181人以上190人以下の場合 432単位
 - (18) 入所定員が191人以上の場合 429単位
 - (19) 入所定員が191人以上の場合 309単位

- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 86単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 57単位
 - (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 57単位
 - (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 57単位
 - (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 57単位
 - (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 57単位
 - (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 57単位
 - (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 57単位
 - (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 57単位
 - (十一) 入所定員が101人以上110人以下の場合 57単位
 - (十二) 入所定員が111人以上120人以下の場合 57単位
 - (十三) 入所定員が121人以上130人以下の場合 57単位
 - (十四) 入所定員が131人以上140人以下の場合 57単位
 - (十五) 入所定員が141人以上150人以下の場合 57単位

注1 指定第二種自閉症児施設の場合

注2 指定第一種自閉症児施設の場合

注3 指定第三種自閉症児施設の場合

- (4) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9 単位
 - (5) 入所定員が161人以上170人以下の場合 9 単位
 - (6) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8 単位
 - (7) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8 単位
 - (8) 入所定員が191人以上の場合 8 単位
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合（イ又はロに該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度知的障害児支援加算として、1日につき、イに掲げる障害児（ロに該当する者を除く。）については165単位を、ロに掲げる障害児については198単位を所定単位数に加算する。ただし、注6の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 次のいずれかに該当する障害児であること。
 - (1) 次のいずれかに該当する障害児であつて、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
 - (一) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
 - (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動、その他の問題行為を有し、監視を必要とする者
 - (2) 盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）、ろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）を有する障害児（以下「肢体不自由児」という。）であつて知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
 - ロ イに掲げる障害児であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 6歳未満である者
 - (2) 重症心身障害児施設（法第43条の4の重症心身障害児施設をいう。）を退所後3年未満である者
 - （3） 入所後1年未満である者
 - 5 注4イ又はロに該当する障害児であつて、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内閉障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童（以下「重複障害児」という。）である障害児に対し、指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注6の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
 - 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定施設支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。
 - 7 知的障害児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
 - 8 平成18年10月以降の各月（以下「基準月」という。）において、指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の1月間に入所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数（次の算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該知的障害児施設（児童福祉施設施設基準第48条第1号の知的障害児施設をいう。）若しくは第二種自閉症児施設（同条第3号の第二種自閉症児施設をいう。）の入所定員の数又は平成18年9月1日における当該第一種自閉症児施設（同条第2号の第一種自閉症児施設を

- いう。）の法第27条第1項第3号による措置により入所している児童の数（以下「措置人員数」という。）から基準月における措置人員数を控除した数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（次の算式において「加算算定基準数」という。）を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数に算定した数に算定する。ただし、当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設が、施設給付決定保護者（法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者（法第69条の3の2第1項の規定により障害児施設給付費等を支給することができるとされた者を含む。）をいう。以下同じ。）から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額（指定施設基準第1条第17号に規定する施設利用者負担額をいう。以下同じ。）として、当該加算がなかったものとしてした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合には、加算しない。
- 算式
（加算算定基準数－実利用延べ日数）×当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設における所定単位数÷実利用延べ日数
- 2 入院・外泊時加算（1日につき）
 - 指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対し外泊を認めた場合に、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。
 - イ 6日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位
 - ロ 7日目から12日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位
 - 3 自活訓練加算（1日につき）
 - イ 自活訓練加算(1) 337単位
 - ロ 自活訓練加算(1) 448単位
 - 注1 指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の管理者の意見に基づき、六月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。
 - 2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であつて、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。
 - 3 同一の障害児について、同一の給付決定期間（法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。）中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては、2回）を限度として加算する。
 - 4 入院時特別支援加算
 - イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院、外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が7日未満の場合 561単位
 - ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合、指定施設基準第3条第1項又は第5条第1項の規定により当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者のいずれかの職種(栄養士及び調理士を除く。)が、施設支援計画(指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、当該施設につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 栄養管理体制制加算

イ 栄養管理体制制加算(1)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 6単位

ロ 栄養管理体制制加算(II)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 5単位

ハ 栄養管理体制制加算(III)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位

- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 6単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 5単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 4単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 3単位

注1

イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。
 イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
 ロ 障害児の栄養状態を定期的に記録していること。
 ハ 障害児ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。
 イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
 ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。
 イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第2 知的障害児通園施設支援

1 知的障害児通園施設給付費(1日につき)

イ 援を行う場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 634単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 581単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 526単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 475単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 456単位
- (6) 入所定員が71人以上80人以下の場合 437単位
- (7) 入所定員が81人以上の場合 417単位

ロ 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合

第3の1～(1)に掲げる単位数

注1 指定知的障害児通園施設（指定施設基準第1条第5号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援（知的障害児通園施設支援に係るものに限る。以下第2号において同じ。）を行った場合に、障害児の種類及び入所定員に及び、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 幼児である障害児（健聴幼児（聴度の難聴を有する幼児をいう。以下同じ。）を除く。）に対し、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき533単位を所定単位数に加算する。

3 知的障害児通園施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

4 基準日において、指定知的障害児通園施設の1月間の指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数（次の算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該知的障害児通園施設（法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。）の入所定員の数から基準月における措置人員数を控除した数に22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（次の算式において「加算算定基準数」という。）を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合には、加算しない。

算式
 (加算算定基準数－実利用延べ日数) × 当該指定知的障害児通園施設における所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

2 家庭運搬加算

(1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定施設基準第53条第1項の規定により指定知的障害児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種（栄養士及び調理員を除く。以下この第2号において「指定知的障害児通園施設従業者」という。）が、施設支援計画（指定施設基準第60条において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。以下この第2号において同じ。）に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居室を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

3 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定知的障害児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定知的障害児通園施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居室を訪問して当該指定知的障害児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算(1)

42単位

ロ 食事提供加算(II)

58単位

注1 イについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の11第1項第1号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあった日の属する年度（指定施設支援のあった日が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法

の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるもの（以下「中間所得者」という。）の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び同令第27条の11第1項第2号から第4号までに掲げる施設給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の施設給付決定に係る障害児（小学校就学前の障害児を除く。）に対し、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

注 指定知的障害児通園施設が障害児の施設給付決定保護者から、指定施設基準第57条の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

6 栄養管理体制加算(1)

イ 栄養管理体制加算(1)

(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合

30単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合

25単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合

21単位

(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合

19単位

(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合

16単位

(6) 入所定員が91人以上100人以下の場合

15単位

(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合

13単位

(8) 入所定員が111人以上120人以下の場合

12単位

(9) 入所定員が121人以上130人以下の場合

11単位

(10) 入所定員が131人以上140人以下の場合

10単位

(11) 入所定員が141人以上150人以下の場合

10単位

(12) 入所定員が151人以上160人以下の場合

9単位

(13) 入所定員が161人以上170人以下の場合

8単位

(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合

8単位

(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合

8単位

(16) 入所定員が191人以上の場合

7単位

ロ 栄養管理体制加算(II)

(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合

16単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合

13単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合

11単位

(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合

10単位

(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合

9単位

(6) 入所定員が91人以上100人以下の場合

8単位

(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合

7単位

(8) 入所定員が111人以上120人以下の場合

6単位

(9) 入所定員が121人以上130人以下の場合

6単位

(10) 入所定員が131人以上140人以下の場合

5単位

(11) 入所定員が141人以上150人以下の場合

5単位

(12) 入所定員が151人以上160人以下の場合

5単位

(13) 入所定員が161人以上170人以下の場合

4単位

(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合

4単位

(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合

4単位

(16) 入所定員が191人以上の場合

4単位

注 1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第 3 号 言わらうあ児施設支援

1 言わらうあ児施設給付費 (1日につき)

イ 指定言児施設の場合

- (1) 入所定員が5人の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 534単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 422単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 422単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 1,250単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 378単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 930単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 363単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 777単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 351単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 720単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 333単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 606単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位
- (8) 入所定員が31人以上40人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 543単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 543単位

- (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 480単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 480単位
- (10) 入所定員が51人以上60人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 466単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 466単位
- (11) 入所定員が61人以上70人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 451単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 451単位
- (12) 入所定員が71人以上80人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 436単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 436単位
- (13) 入所定員が81人以上90人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 421単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 421単位
- (14) 入所定員が91人以上の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 405単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 405単位

- ロ 指定らうあ児施設の場合
 - (1) 入所定員が5人の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 534単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 442単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 442単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 1,240単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 379単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 923単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 366単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 775単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 348単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 675単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 336単位
 - (二) 当該施設が主たる施設であるとき 602単位
 - (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位
 - (8) 入所定員が31人以上40人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 540単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 540単位
 - (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 477単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 477単位

- ⑩ 入所定員が51人以上60人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 463単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 463単位
- ⑪ 入所定員が61人以上70人以下の場合
 - (一) 当該施設が単独施設であるとき 449単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 449単位
- ⑫ 入所定員が71人以上80人以下の場合
 - (一) 当該施設が単独施設であるとき 434単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 434単位
- ⑬ 入所定員が81人以上90人以下の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 419単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 419単位
- ⑭ 入所定員が91人以上の場合
 - (一) 当該施設が主たる施設であるとき 404単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 404単位
- ハ 指定難聴幼児通園施設の場合
 - (1) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合
 - イ 入所定員が30人以下の場合 975単位
 - ロ 入所定員が31人以上40人以下の場合 896単位
 - ハ 入所定員が41人以上の場合 817単位
 - (2) 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合
 - イ 次のイイに掲げる単位数
 - ① 指定盲児施設(指定施設基準第1条第7号に規定する指定盲児施設をいう。以下同じ。)、指定ろうあ児施設(指定施設基準第1条第8号に規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。)、又は指定難聴幼児通園施設(指定施設基準第1条第9号に規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。)において、指定施設支援(言わばあ児施設支援に係るものに限る。以下この第3において同じ。)を行った場合に、障害児の種類及び入所定員に依り、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設の場合は、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。
 - ② 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 入所定員が5人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 344単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ロ 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 172単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 114単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ニ 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 86単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ホ 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 68単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位

- イ 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 57単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- ロ 入所定員が31人以上35人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 45単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 45単位
- ハ 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 入所定員が5人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 296単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - ロ 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 148単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 98単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - ニ 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 73単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - ホ 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 59単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - ト 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 49単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - チ 入所定員が31人以上40人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 49単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - リ 入所定員が41人以上50人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 39単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 29単位
 - ヌ 入所定員が51人以上60人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 26単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 23単位
 - ル 入所定員が61人以上70人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 20単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 17単位
 - ラ 入所定員が71人以上80人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 14単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 13単位
 - リ 入所定員が81人以上90人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 12単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 11単位
 - ロ 入所定員が91人以上100人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 10単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 9単位
 - カ 入所定員が101人以上110人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 9単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - ク 入所定員が111人以上120人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - ケ 入所定員が121人以上130人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - コ 入所定員が131人以上140人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - ク 入所定員が141人以上150人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - カ 入所定員が151人以上160人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - ク 入所定員が161人以上170人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - カ 入所定員が171人以上180人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - ク 入所定員が181人以上190人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
 - ロ 入所定員が191人以上の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 8単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 8単位
- イ 次のイイに該当する盲児又はろうあ児
 - (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければならない社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であつて、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの。
 ロ イに掲げる障害児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであつて、入所後1年未満のもの。

5 指定ろうあ児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度盲ろうあ児支援加算として、1日につき、イに掲げる障害児(ロに該当する者を除く。)については143単位を、ロに掲げる障害児については171単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

イ 次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児
 (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければならない社会適応能力の向上が困難と認められるもの
 (2) 機能障害が重度であつて、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ロ イに掲げる障害児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであつて、入所後1年未満のもの

6 注4イ若しくはロ又は注5イ若しくはロに定める障害児であつて、重複障害児である障害児に対して、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

7 指定盲児施設若しくは指定ろうあ児施設において幼児である障害児に対して、又は指定難聴幼児通園施設において幼児である障害児(知的障害児又は肢体不自由児に限る。)に対して、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合 78単位
 ロ 指定難聴幼児通園施設の場合 253単位

8 盲ろうあ児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

9 基準月において、指定盲児施設若しくは指定ろうあ児施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数又は指定難聴幼児通園施設「1月間の通所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数(次の算式において「実利用延べ日数」という。))が、平成18年9月における当該盲児施設(児童福祉施設最低基準第60条第1項の盲児施設をいう。)、ろうあ児施設(同条第2項第1号のろうあ児施設をいう。))又は難聴幼児通園施設(同条の難聴幼児通園施設をいう。))の入所定員の数から基準月における措置人員数を控除した数に指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において指定施設支援を行う場合には30.4を、指定難聴幼児通園施設においては指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(次の算式において「加算算定基準数」という。)を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかつたものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合にあつては、加算しない。

算式
 (加算算定基準数-実利用延べ日数)×当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設における所定単位数÷実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算(1日につき)
 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認められた場合に、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合には、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 6日目で
 (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位

ロ 7日目から12日目で
 (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位
 (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位

3 家庭通所加算
 (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
 (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定施設基準第62条第1項の規定により指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種(以下この第3において「指定難聴幼児通園施設従業者」という。))が、施設支援計画(指定施設基準第68条第1項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。4において同じ。))に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居室を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 訪問支援特別加算
 (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
 (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定難聴幼児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかつた場合において、指定難聴幼児通園施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居室を訪問して当該指定難聴幼児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

5 入院時特別支援加算
 イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が7日未満の場合 561単位
 ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の一部区域内に併設する病院又は診療所を除く。))への入院を要した場合に、指定施設基準第61条第1項の規定により当該指定盲児施設又は指定ろうあ児に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。))が、施設支援計画(指定施設基準第68条第1項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。))に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に及び、所定単位数を算定する。

6 食事提供加算
 イ 食事提供加算(1) 42単位
 ロ 食事提供加算(II) 58単位
 注1 イについては、中間所得者の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び低所得者等の施設給付決定に係る障害児(小学校就学前の障害児を除く。)に対し、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児に対し、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 利用者負担上限額管理加算
150単位

注 指定難聴幼児通園施設が障害児の施設給付決定保護者から、指定施設基準第66条第2項の規定により、施設利用者負担割合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

8 栄養管理体制加算
指定盲児施設又は指定ろうあ児施設

(1) 栄養管理体制加算(I)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
- (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
- (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
- (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
- (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
- (十六) 入所定員が191人以上の場合 6単位

(2) 栄養管理体制加算(II)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
- (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
- (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
- (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
- (十六) 入所定員が191人以上の場合 5単位

(3) 栄養管理体制加算(III)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位

- (四) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位
- (五) 入所定員が91人以上100人以下の場合 6単位
- (六) 入所定員が101人以上110人以下の場合 5単位
- (七) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
- (八) 入所定員が121人以上130人以下の場合 4単位
- (九) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
- (十) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
- (十一) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位
- (十二) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (十三) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (十四) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (十五) 入所定員が191人以上の場合 3単位

(1) 栄養管理体制加算(I)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
- (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
- (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 10単位
- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位
- (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位
- (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位
- (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位
- (十六) 入所定員が191人以上の場合 7単位

(2) 栄養管理体制加算(II)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 16単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 13単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 11単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 10単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 9単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 8単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 7単位
- (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 6単位
- (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 6単位
- (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 6単位
- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 5単位
- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 5単位
- (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 4単位
- (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 4単位
- (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 4単位
- (十六) 入所定員が191人以上の場合 4単位

注1 イ(1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(2)又は(3)を算定している場合は、算定しない。

イ ロ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 障害児の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っていることと
ハ 障害児の栄養状態を定期的に記録していること。
ニ 障害児ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直ししていること。

2 イ(2)及びロ(1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)若しくは(2)又はロ(1)を算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
ハ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 イ(3)及びロ(2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)若しくは(2)又はロ(1)を算定している場合は、算定しない。

イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第4 肢体不自由児施設支援
1 肢体不自由児施設給付費(1日につき)
イ 指定肢体不自由児施設の場合(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)
ロ 指定医療機関の場合
ハ 指定肢体不自由児療養施設の場合
ニ 指定肢体不自由児通園施設の場合又は指定肢体不自由児施設の場合(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)

(1) 肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合 136単位
(2) 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合 111単位
第2の1イに掲げる単位数 699単位
第3の1イに掲げる単位数 690単位
第3の1ハ(1)に掲げる単位数 678単位
第3の1ハ(2)に掲げる単位数 665単位

注1 指定肢体不自由児施設(指定施設基準第1条第10号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。以下同じ。)、指定肢体不自由児通園施設(指定施設基準第1条第11号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。以下同じ。)、指定肢体不自由児療養施設(指定施設基準第1条第12号に規定する指定肢体不自由児療養施設をいう。以下同じ。))又は指定医療機関(法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。))において、指定施設支援(肢体不自由児施設支援に係るものに限る。以下この第4において同じ。)を行った場合に、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定肢体不自由児療養施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設において、幼児である知的障害児(通所による指定施設支援を受ける者に限る。))に対し、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき253単位を所定単位数に加算する。

3 指定肢体不自由児施設又は指定医療機関において、乳幼児である障害児(入所による指定施設支援を受ける者に限る。))に対し、指定施設支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児施設若しくは指定肢体不自由児療養施設又は指定医療機関において、次のいずれかに該当する障害児(入所による指定施設支援を受ける者に限る。))に対し、指定施設支援を行った場合(指定肢体不自由児施設にあっては、イ又はロに該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。))に、重度肢体不自由児加算として、1日につき198単位を所定単位数に加算する。

イ 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
ロ 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

5 注4イ又はロのいずれかに該当する障害児であって重度障害児であるものに対して、指定肢体不自由児施設(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)、指定肢体不自由児療養施設又は指定医療機関において、指定施設支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

6 肢体不自由児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

7 基準月において、指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児療養施設又は指定医療機関の1月間の入所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数を「実利用延べ日数」とし、平成18年9月における当該肢体不自由児療養施設(児童福祉施設最低基準第68条第3号の肢体不自由児療養施設をいう。以下「旧法指定医療機関」という。))の法第27条第1項第3号における当該肢体不自由児療養施設(児童福祉施設最低基準第68条第3号の肢体不自由児療養施設をいう。以下「旧法指定医療機関」という。))の法第27条第1項第3号による措置又は同条第2項による委託によって入所している児童の数の(以下「措置人員数等」という。))から基準月における措置人員数等を控除した数に指定肢体不自由児施設(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)、指定肢体不自由児療養施設又は指定医療機関において指定施設支援を行う場合(以下「指定施設(通所による指定施設支援を行う場合)」)に、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合)に100分の80を乗じて得た数(次の算式において「加算算定基準数」という。))を超えない場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。

ただし、当該指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児療養施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定医療機関が、施設給付費決定保護者が当該施設利用者から当該施設利用者へ指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかつたものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式
(加算算定基準数÷実利用延べ日数)×当該指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児療養施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定医療機関における所定単位数÷実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算(1日につき)
指定肢体不自由児療養施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合は、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次

に掲げる単位数 (地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 6日目で
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位
- ロ 7日目から12日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位

3 家庭連携加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定施設基準第69条第1項又は第70条第1項の規定により指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設等に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第4において「指定肢体不自由児通園施設等従業者」という。)が、施設支援計画(指定施設基準第80条第2項及び第3項において採用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。4において同じ。)に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居室を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児(通所による指定施設支援を受ける者に限る。)について、連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定肢体不自由児通園施設等従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居室を訪問して当該指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

5 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が7日以上の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 指定肢体不自由児療護施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定肢体不自由児療護施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定施設基準第91条第1項の規定により指定肢体不自由児療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。)が、施設支援計画(指定施設基準第80条第4項において採用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び衣服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6 食事提供加算

- イ 食事提供加算(1) 42単位
- ロ 食事提供加算(II) 58単位

注1 イについては、中間所得者の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び低所得者等の施設給付決定に係る障害児(小学校就学前の障害児を除く。)に対し、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児に対し、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 利用者負担上乗額管理加算

- 注 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設が障害児(通所による指定施設支援を受ける者に限る。)の施設給付決定保護者から、指定施設基準第76条第2項の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を依頼され、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

8 栄養管理体制加算

- イ 栄養管理体制加算(I)
 - (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
 - (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
 - (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
 - (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
 - (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 - (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
 - (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 6単位
- ロ 栄養管理体制加算(II)
 - (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
 - (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
 - (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
 - (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
 - (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 - (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
 - (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 5単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 5単位

ハ 栄養管理体制加算(四)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 5単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 5単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 4単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 3単位

注1

イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設に、1日につき入所定員に同じ単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を定期的に記録し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行うとともに、障害児ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。

ハについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設に、1日につき入所定員に同じ単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設に、1日につき入所定員に同じ単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

ロ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第5 重症心身障害児施設支援

注1

指定重症心身障害児施設(指定施設基準第1条第13号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(以下「指定重症心身障害児施設等」という。)において、指定施設支援(重症心身障害児施設支援に係るものに限る。以下この第5において同じ。)を行った場合は、所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。

2 重症心身障害児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

862単位

3 基準月において、指定重症心身障害児施設等の1月間の入所による指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数(次の算式に「実利用延べ日数」という。)が、平成18年9月1日における当該重症心身障害児施設(法第7条第1項の重症心身障害児施設をいう。)又は指定医療機関の措置人員数等から基準月に係る措置人員数等を控除した数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(次の算式において「加算定基準数」という。)を超えない場合に、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定重症心身障害児施設等が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとして場合の施設利用者負担額を控える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算定基準数-実利用延べ日数) × 当該指定重症心身障害児施設又は指定医療機関における所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

○ 厚生労働省令第四五十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十二第二項第二号(同法第六十二条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める額を次のとおり定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下同じ。)に係る障害児施設医療(児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。)を受ける者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額(健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者のうち、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))又は要保護者(同法第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとならば保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。))を必要とする状態となるものであつて、かつ、その号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者(ニに掲げる者を除く。) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額(同令第五十条の三第一項の規定により読み替へられ適用する場合を含む。)に規定する食事療養標準負担額の合計額を算じ、以下同じ。及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が零をこえる場合は、零とする。)

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、かつ、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、かつ、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、かつ、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、かつ、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、かつ、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

イ ロに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)

ロ 二十歳以上の者、かつ、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

ニ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要とする状態となるものであつて、かつ、この号に定める額を負担することとならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円